

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の全数届出見直しに伴う対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 4 年 9 月 16 日付福岡医発第 1692 号 (地) にてご連絡し、新型コロナウイルス感染症患者の総数報告等については追ってご連絡することとしておりました。

今般、福岡県保健医療介護部より、発生届出及び総数報告の方法等について診療・検査医療機関及び検査協力医療機関 (県域に限る) に対し、下記の対応について協力いただけるよう依頼した旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

【発生届出について】

発生届の対象者 (※ 1) を診断した場合には、これまでどおり、診断後直ちに原則、HER-SYS による発生届を提出いただくこと。

発生届の対象外の方については、発生届の提出は不要です。

また、診断時に※ 1 の②に該当しない者が、その後入院した場合には、入院が必要であると診断した医師が、発生届を提出いただくこと。なお、診断した医師が、入院が必要と判断して発生届を提出した後、入院調整等の結果、入院しなかった場合は、発生届の取り下げを行う必要はないこと。

※ 1 発生届の対象者

- ① 65 歳以上の方
- ② 入院が必要な方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与が必要な方又は、重症化リスクがあり、かつ、新たに酸素投与が必要と医師から診断された方
- ④ 妊婦の方

なお、医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者 (疑われる者を含む) の死体を検案した場合も全数把握のために発生届の提出は必要となります。

【患者数の報告について】

見直し後においても、感染動向を把握するため、感染症法第 15 条に基づき、以下の方法により新型コロナウイルス感染症患者を診断した医師（医療機関）における日ごとの当該患者の総数（※2）及び日ごとの当該患者の年代別の総数（※3）を報告いただくこと。

報告された当該患者数については、報告日の翌日に本県の陽性者数として公表されます。

（報告方法）

○原則、HER-SYS 入力で報告

・「日時報告」の入力画面により、発生届の対象者の人数も含めて、日ごとの「患者の総数」及び「患者の年代別の総数」を入力いただくこと。

・1日1回のみの入力となっているため、入力後に新たに報告が必要なものが出現した場合や報告数に誤りがあった場合には、翌日分にて調整いただくこと。

・報告後の取り下げや訂正はできないため、報告する前に入念に確認いただくこと。

○HER-SYS 入力できない場合

・やむをえず HER-SYS による入力できない場合は、別紙様式を最寄りの保健所に提出いただくこと。

※2 「患者の総数」とは、法第 12 条に基づく発生届の提出の有無にかかわらず、医師（医療機関）で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を指す。

※3 「年代別の総数」とは、0 歳、1～4 歳、5～9 歳、10～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～64 歳、65～69 歳、70～79 歳、80～89 歳、90 歳以上の区分による新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を指す。

なお、G-MIS による報告については変更ありません。